

重大な消防法令違反の建物を公表する

違反対象物の公表制度のご案内

公表制度について

「違反対象物の公表制度」は、建物を利用する方が、自ら火災の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防署等が保有する建物の火災の危険性に関する情報（重大消防法令違反）をホームページ等で公表するものです。違反対象物の公表制度については、「違反対象物に係る公表制度の実施の推進について」（平成27年3月31日付け消防予第133号）により、管内人口が20万人以上の消防本部は、遅くとも平成30年4月1日から実施するものとされ、管内人口が20万人未満の消防本部についても、管内の防火対象物の状況等を踏まえつつ、具体的な検討を進めるよう通知されたところです。

**長野県内では、平成32年4月を実施目標時期とし、
岳南広域消防本部では、平成32年4月1日からの
実施を目標としています。**

公表の対象になる建物

劇場、公民館、遊技場、風俗店、飲食店、店舗、ホテル旅館等の不特定多数の方が利用する建物や、病院や福祉施設等の一人で逃げるのが難しい方が利用する建物（※特定防火対象物）が公表の対象です。この他の用途についても、地域の実情により、対象にできるとされています。

※消防法施行令別表第1 (1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16の2)項、(16の3)項



-----ご不明な点などございましたら管轄の消防署へお問い合わせください。-----

岳南広域消防本部

中野消防署 予防係
TEL 0269-23-0119

山ノ内消防署 予防係
TEL 0269-33-3119

豊田消防署 予防係
TEL 0269-38-2355